

アメリカ連邦最高裁判所における

黙示的救済の法理の生成

町井和朗

一 序 文

二 黙示的救済の形成

三 黙示的救済と黙示的廃止

一 序 文

アメリカ合衆国の連邦制定法は、そこに実体的権利や義務は規定するが、それら権利や義務の侵害、違反に対し提供される救済を全く規定しないか、または部分的にしか規定しないでおくことがしばしばある。このような場合、この連邦議会の沈黙をどのようにとるかは、基本的には個々の制定法の解釈の問題となる。連邦最高裁判所のこれまでの経験によると、かかる立法府の沈黙は、時には明示されていない救済の否定を意味すると解され、また時には、立法府の沈黙にも拘らず、そこにはある種の救済が暗黙のうちを示されていると解される。この問題は、普通、黙示的救済の問題と呼ばれている。⁽¹⁾この論文は、この黙示的救済という法理の形成と、いわゆるウォーレン・コートの前半における、この法理をめぐる連邦最高裁内部の論争を分析する。

黙示的救済という法理の源泉はイギリスである。イギリスのコモン・ローには *action on the statute* という訴訟形式があり、ここでは、普通、刑罰法規違反を訴因とする民事損害賠償請求訴訟の可否が問題となっていた。⁽²⁾ 女王座裁判所による一八五四年のカウチ対スチール事件⁽³⁾は、この分野における先駆的判例として著名なものである。この黙示的救済という法理は、しかし、イギリスにおいてはむしろ衰退したようである。⁽⁴⁾ 代って、それは、アメリカ合衆国において全く異なった道を歩むことになった。

アメリカ合衆国における、黙示的救済の法理の最初の表明は、一九一六年のテキサス・パンフィック鉄道対リグスビー事件⁽⁵⁾であると言われる。ここでは、鉄道従業員のための安全装置の設置を鉄道会社に義務づけていた連邦安全装置法⁽⁶⁾に基づき、その義務違反を訴因とする対鉄道会社損害賠償請求訴訟が従業員から提起され得るとされた。全員一致の連邦最高裁を代表し、ピトニー判事の法廷意見は次の如く述べている。「法律の命令を無視することは違法行為である。そして、それが、その者達の特別な利益のためにその法律が制定された部類の人々のうちの一人に損害を生ぜしめた場合には、…コモン・ローの法理に従つて義務違反者に対する損害賠償請求権が黙示される⁽⁷⁾」。

このリグスビー事件における黙示的救済の法理は、そこでの連邦安全装置法に関する限り変更されたようである。一九三四年のムーア対C・O・鉄道会社事件では、リグスビー事件における「損害賠償請求権はコモン・ローの原理から発生した⁽⁸⁾」もので、「この訴訟は州裁判所に提起され、被告が連邦会社であるという理由で連邦地裁に移送されたのである⁽⁹⁾」とされている。やや明確性を欠くが、ここで言われていることは、このリグスビー事件は、連邦地裁のいわゆる連邦問題管轄権により受理された事件ではなく、この事件の訴因は連邦法に基づくものではないということであろう。言い換えれば、これは、リグスビー事件において求められた救済は連邦安全装置法から黙示されたものではなく、州コモン・ロー上のものだということになる。このように、連邦安全装置法に関しては、そこでの黙示的救済は否定されたが、黙示的

救済という法理そのものはここで死んでしまったわけではなく、それは爾後の事件を通して段々に形成されていくことになる。その最初の示唆は、一九三九年のジャクソン郡評議員会対合衆国事件⁽¹⁰⁾に現われた。

注

- (1) アメリカ合衆国における黙示的救済の問題の簡潔な紹介として、Hart and Wechsler, *The Federal Courts and the Federal System* 798—806 (2d ed. 1973) 参照のしよう。この分野を扱った、*ラッセイと典*として、Thayer, "Public Wrong and Private Actions," 27 *Harv. L. Rev.* 317 (1913) がある。黙示的救済の問題の一般的分析として、Note, "Implying Civil Remedies From Federal Regulatory Statutes," 77 *Harv. L. Rev.* 285 (1963) がある。州レベルでは、*州レベルの黙示的救済*として、Note, "The Use of Criminal Statutes in the Creation of New Torts," 48 *Colum. L. Rev.* 456 (1948) 参照のしよう。
- (2) *ケネディ*による action on the statute として、Katz, "Jurisprudence of Remedies: Constitutional Legality and the Law of Bell v. Hood," 117 *U. Pa. L. Rev.* 1, 19—29 (1968) 参照のしよう。
- (3) *Couch v. Steel*, 118 *Eng. Rep.* 1193 (Q. B. 1854).
- (4) See Williams, "The Effect of Penal Legislation in the Law of Tort," 23 *Modern L. Rev.* 233 (1960).
- (5) *Texas Pacific Ry. Co. v. Rigsby*, 241 *U. S.* 33 (1916).
- (6) Act of March 2, 1893, ch. 196, 27 Stat. 531, amendatory act of March 2, 1903, ch. 977, 22 Stat. 943, supplementary act of April 14, 1910, ch. 160, 36 Stat. 298, 45 *U. S. C.* § 1 et seq. (1970).
- (7) *Texas Pacific Ry. Co. v. Rigsby*, 241 *U. S.* 33, 39 (1910).
- (8) *Moore v. C. O. Ry. Co.*, 291 *U. S.* 205, 215 (1934).
- (9) *Id.* n. 6.
- (10) *Board of County Commissioners of the County of Jackson, Kansas, v. United States*, 308 *U. S.* 343 (1939).

二 黙示的救済の形成

一九三九年のジャクソン郡評議員会対合衆国事件⁽¹⁾は、事件そのものとしてはさして重要なものではなかった。それは、米

国とインディアン部族の間に締結された条約⁽²⁾により免税特権を受けていたインディアン保有地に対する、カンサス州による固定資産税の徴収に始まっていた。その課税が条約違反であり、既に納税されていた税金の還付について争いは無かった。問題となったのは、その元金に対する利息の請求である。その条約自体にも、その関連法規にも、このような場合についての規定は何も無かった。こうした事案を前にして、法廷意見を書いたフランクファータ判事は、連邦議会は「このような救済上の細事については司法解釈に任せている」と述べている⁽³⁾。彼は、更に続けて、裁判所によってそのようなように創出されたルールであっても、そこで「強行される権利の源泉は条約であるから」そのルールは、「終局的には合衆国の憲法、条約、法律に帰せられる」ものであって、州法にその権威を負うものではない、とも言う⁽⁴⁾。簡単に言えば、ここでは、連邦制定法から救済が黙示されることがあり、そこで黙示された救済は連邦の救済であるということが言われている。

このジャクソン郡評議員会事件では、結局、利息請求は否定されたが、ここでの基本的な法理は後の事件に継承された。一九四〇年のデトリック対グリーニー事件⁽⁵⁾では、事案は異にするものの、連邦禁止規定違反行為に対し、連邦最高裁は、ジャクソン郡評議員会事件の権威の下、次の如く判示した。即ち、それは、「被告の行為を違法と非難するのは連邦の法律である。その非難の法的効果の程度と性質はその法律により司法の決定に委ねられているものの、それはその法律とそれが採用した連邦の政策に由来するものである⁽⁶⁾」というものである。

また、同年のデカート対インデペンデンス会社事件においても、一九三三年の証券法違反者⁽⁷⁾に対し、マーフィー判事による法廷意見は、全員一致で、被害者による、証券購入の取消しと約因返還請求訴訟を認めている。ここでは、その違反者に対し、約因の返還や損害賠償という救済が制定法上、規定されていた⁽⁸⁾。しかし、マーフィー判事によれば、かかる規定は、「その禁止された行為の法的効果を述べるものであって、それに対する訴訟形式や訴訟手続きを規定したものでな

く、それは「この種違反行為に対する救済措置をそれに限定する意図をもつものではない」⁽⁹⁾。ここでは連邦地方裁判所にこの証券法に基づいて発生する普通法上並びに衡平法上の訴訟を裁判する管轄権が付与されていたが、⁽¹⁰⁾ マーフィー判事によれば、この管轄権が示す

「強行する権能は、その法によって与えられた回復の権利を効果あるものとする権能を暗黙に示している。そして、回復の権利を効果あるものとする権能は、個々の事件の特殊事情に従って、訴訟当事者に通常提供され得る、いかなる手続きまたは訴えでも活用する権能を暗黙に示している」⁽¹¹⁾のである。

連邦議会の制定法には明示されていない救済の、司法解釈による認定は、一九四四年のタンストール対ブラザーフッド事件⁽¹²⁾とその姉妹事件、スチール対L&N・R会社事件⁽¹³⁾で頂点に達したように思われる。事件は、人種差別により組合から排除され、不当な配置転換を受けた黒人労働者による、対組合差止命令並びに損害賠償請求訴訟の提起に始まった。連邦地裁への、かかる提訴を認める明示的連邦規定は何も無かったが、連邦最高裁は、結局、かかる訴権は鉄道労働法の諸規定に黙示されると判示した。この法律は、組合に排他的団体交渉権を認めたものである。この規定から原告への救済が黙示される⁽¹⁴⁾とした連邦最高裁の論理は次の如きものである。ここでは組合に排他的団体交渉権が認められている⁽¹⁵⁾。この排他的権限は、その権限を労働者すべて——組合員と非組合員両者——に対し公平に行使する義務を伴い、⁽¹⁶⁾そして、その義務から、その義務違反に対する、被害者の救済請求権が黙示される。以上がその論理の骨子である。ここでは、権限から義務が推量され、次にその義務から救済が推量されるのであるから、ここでの救済の源泉はかなり遠くへだたつたところにあった。スチール対L&N・R会社事件では、この論理が更に延長される。タンストール事件における被告の労働契約の相手方である鉄道会社に対し差止命令と損害賠償請求訴訟が提起され、⁽¹⁷⁾ここでも原告の訴権が認められた。被告鉄道会社

は、人権差別に基づく労働契約から利益を得ることはできないというのがその理由である。⁽¹⁸⁾

黙示的権利と救済の問題は、ここまでは比較的円滑に処理されてきた。殆どどの事件が全員一致であり、連邦制定法からその違反行為に対する救済を推量する裁判所の権能は問題なく確立されたように思われた。しかし、一九四六年のポーター対ワーナー会社事件⁽¹⁹⁾を契機として事態は一変する。この問題に関し連邦最高裁は分裂し、法廷意見に反対意見が対立し、また補足意見がその対立に加わることになった。個々の事件における最高裁判事達の対立パターンも決して一様ではない。それは事件ごとに目まぐるしく変転した。

こうした分裂、対立は、しかし、一九四六年以前にあつてもそのきざしが無かつたわけではない。第二次大戦後における分裂、対立の要因を明らかにするため、その分析を先述したジャクソン郡評議員会対合衆国事件⁽²⁰⁾から始めることにする。この事件が、免税特権を受けたインデアン保有地に対する課税に端を発し、そこでは利息の請求が争点となつていたことは前述した。フランクファーター判事が法廷意見を書き、結局利息請求を棄却したが、そこにはブラック判事の補足意見があつた。このブラック判事の補足意見は、フランクファーター判事の法廷意見とまことに対照的なものである。先ず、この二つの意見を比較してみることにする。

先述した如く、フランクファーター判事によれば、ここでの利息の問題は、「救済の細事」にかかわる問題で、かかる問題に対しては、連邦議会の沈黙は、裁判所への問題処理の委任を意味するのである。⁽²¹⁾そして、裁判所は、かかる問題は、「司法的創造の確立された源泉である衡平という柔軟な考え」に基づいて処理してきているとする。⁽²²⁾これに対し、ブラック判事は、連邦議会は免税特権の侵害に対し、利息回復という「追加的権利」を規定しようと思えばできたのに、ここではそれをしていないと主張する。⁽²³⁾インデアンに関する立法において排他的絶対権をもつ連邦議会が利息回復の規定を設けていないのだから、裁判所は「その権利を創設する憲法上の権限を有しない」⁽²⁴⁾と主張するのである。フランクファーター判

事が利息の問題を「救済の細事」⁽²⁵⁾とし、それを「主たる救済に付随的なもの」⁽²⁶⁾としたのに対し、ブラック判事はこの問題を「追加的権利」⁽²⁷⁾の問題とし、また「別個の権利」⁽²⁸⁾とするのである。そして、「救済の細事」に関する連邦議会の沈黙は、フランクファーター判事にとっては、裁判所の司法的創造への、その問題の委任を意味したのに対し、「別個の権利」に関する連邦議会の沈黙は、ブラック判事にとっては、その権利の連邦議会による否定を意味し、裁判所によるその権利の創設は、司法権の枠を越え、三権分立に違背することになる。この比較は、両者のこの種問題に対する考え方のすべてを示したものでないし、連邦最高裁内部のすべての傾向を示したものでない。しかし、この二判事がそれぞれ法について独自の考えを有し、またそれらが、連邦最高裁内部における主要な流れのうちの二つを代表していることは間違いない。この見解の相違を出発点として以後の事件を分析することとする。

連邦最高裁内部の対立が最初に表面化したのは、一九四六年のポーター対ワーナー会社事件⁽²⁹⁾である。ここでは一九四二年の非常時物価統制法§205(a)⁽³⁰⁾が問題となった。その規定は家賃の上限に制限を設け、その規定に違反する家賃を支払わされた者への、その超過部分の返還を求めて、物価庁長官が訴えを提起していた。この物価統制法は、かかる訴えに対しては、特にそれを肯定も否定もしていなかった。その代り、ここには他の各種救済措置が具体的に明示されていた。この訴えの許否をめぐって連邦最高裁は二つに分裂した。マーフィー判事が法廷意見を述べ、物価庁長官によるこの種の超過分返還請求を認め、この法廷意見にはブラック、ストーン長官、ダグラス、ジャクソン、バートンの五判事が合流した。これに対し、ラトリヂ判事が反対意見を書き、それにはリード、フランクファーターの二判事が合流した。

マーフィー判事の法廷意見は、基本的にはデカート事件における彼の法廷意見と同種のもの、即ち、連邦地裁の管轄権に基づく議論、である。この訴えは、物価統制法§205(a)に基づき物価庁長官によって提起されたものであるが、その規定は、長官による同法違反行為に対する訴えに対し「差止命令、禁止命令、または他の命令」を発行できる管轄権を連

邦地裁に認めていた⁽³¹⁾。マーフィー判事によれば、かかる管轄権は衡平法的なものであり、このような管轄権が授与されている限り、「連邦地裁の固有の衡平法的権限はすべて、適切にして完全なその管轄権行使のため……使用し得るものである⁽³²⁾」。ここで物価庁長官が求めた救済は、この物価統制法違反の超過部分の賃借人への返還であり、かかる救済は衡平法上のものであるから、原告はここに訴訟原因を示しているとするのである⁽³³⁾。

ラトリヂ反対意見も、裁判所に固有の衡平法的救済権を否定するものではない⁽³⁴⁾。しかし、ラトリヂ判事によれば、その自由な行使は、「議会がそれが創設した権利のための救済を創成するのに沈黙している場合」に限られるのであって、「議会がそれが提供する救済について明示的である場合」には話が別である⁽³⁵⁾。事実、この物価統制法は、統制違反行為に対しかなり詳細な制裁、救済規定を設けていた。ラトリヂ判事が特に重視したのは、同法§ 205(e)⁽³⁶⁾である。ここでは賃借人にある限定された期間中、超過部分に関する対家主損害賠償請求訴訟が認められ、更に、賃借人のかかる訴えの提起が無い場合には、物価庁長官に連邦政府を代表する対家主損害賠償請求訴訟の提起が認められていた。ラトリヂ判事によれば、これらの規定は、共々、私的訴求に対する一種の出訴期限法を形成するのであって、この期限が経過してしまえば、賃借人への救済はそこで切断され、それ以後は物価庁長官による、連邦政府を代表する懲罰的損害賠償請求訴訟のみが残されることになる⁽³⁷⁾。ところが、このポーター対ワナー事件では、物価庁長官が賃借人への超過部分返還請求訴訟を提起していたわけである。ラトリヂ判事は、これは§ 205(e)に調和しないと主張する。

マーフィー判事も、裁判所固有の衡平法的救済権が議会により制限され得ることを否定するものではない。しかし、彼によれば、この§ 205(e)は損害賠償請求にかかわるものであるから、損害賠償請求訴訟について言えば、この規定がそれ以外の手続きによる損害賠償請求を排除する効力をもつものの、それは、衡平法裁判所の管轄に属する返還請求と調和しないものではない⁽³⁸⁾。即ち、かかる§ 205(e)からは衡平法上の返還請求訴訟を排除する効力は推定されないと主張す

る。衡平法的救済の制限は、彼によれば、「明確かつ合理的な立法府の命令⁽³⁹⁾」によってのみなされ得るということになる。

この両意見の争点をまとめてみると、それは次のようなものになる。マーフィー判事の力点は、ここで物価庁長官によって求められた救済の性格にある。それは超過分返還請求であるから、その性質からみて損害賠償ではなく、衡平法的救済の請求であるとする。そして、この衡平法的救済は、それが明確かつ合理的に立法府によって否定されない限り、裁判所はそれを発行し得るのである。ラトリヂ判事も、この請求の衡平法的性格を別に否定するものではない。彼の力点は、ここでの制度の構造にある。ここでの制度の重点は確かに物価庁長官による公訴にあるように思われる。物価庁長官は、差止命令等、衡平法的救済を求めて公訴を提起することもできる⁽⁴⁰⁾、賃借人が私的訴求をある制限された期間内に提起しない場合には懲罰的損害賠償を求めて公訴を提起することもできる⁽⁴¹⁾。それに対し、賃借人による損害賠償の私的訴求には、厳しい出訴制限が設けられている⁽⁴²⁾。ラトリヂ判事は、こうした制度の構造からこの制定法の意図の重点は賃借人の個人的利益の救済にはないと判断するのである。ここでは、両者とも、いわゆる立法意思に基づいてそれぞれの結論を出しているのであるが、この両者は立法意思推定の方法を異にするようである。いささか単純化しすぎるくらいはあるが、この両者の相違を簡単に記せば、マーフィー判事が、特に明確に否定されない救済は黙示されると考えるのに対し、ラトリヂ判事は、明示された救済制度の論理から黙示的救済の存否を判断するようである。ラトリヂ判事も、一般的には、裁判所固有の衡平法的救済権を否定するものではない、しかし、彼にとっては、この衡平法的救済権も制度の論理から「黙示的に廃止」されることもあるのである。このポーター事件のマーフィー法廷意見には、ブラック、ストーン長官、ダグラス、バートンの四判事が同調し、ラトリヂ判事の反対意見には、リード、フランクファーターの二判事が合流した。マーフィー、ラトリヂの両判事は間もなく最高裁判所を去ることになる。しかし、ポーター事件におけるこの二者の対立は、その後の最高裁で、既存の州コモン・ロー訴訟の黙示的廃止をめくりもつと拡大された形で争われることになった。

州コモン・ロー訴訟の黙示的廃止の問題のはしりは、一九五一年のモンタナ・ダコタ電力会社対ノースウエスターン公共サービス会社事件⁽⁴³⁾である。この事件そのものは州コモン・ローに基づく訴訟ではなかったが、それはその種の事件である一九五九年のT・I・M・E対合衆国事件⁽⁴⁴⁾の伏線となったものである。モンタナ・ダコタ事件では、一九三五年の連邦電力法の解釈が問題となった。同法§205(a)⁽⁴⁵⁾は、公共サービス会社に「合理的な料率」を定めることを義務づけ、不合理な料率を「違法」と規定していた。この事件で法廷意見を書いたジャクソン判事は、この規定に関し、「この法律におけるこの規定は、「連邦電力」委員会が適用する基準であり、委員会の行為から独立して裁判所が強行する権利を創設するものではない⁽⁴⁶⁾」と判示した。この連邦電力法では、電力料金の合理性に関する第一次管轄権は連邦電力委員会に与えられており、この規定はこの委員会への基準であるというわけである。そして、委員会がこの基準に基づき料率、料金を設定すれば、それが「合理的な」料率、料金となされる⁽⁴⁸⁾。このモンタナ・ダコタ事件の場合、問題となった料率は連邦電力委員会に登録され、その承認を受けていたものであったから、それを不合理として直接裁判所に提訴するのは確かに認められるものではなかったのである。

しかし、この事件の背景はもっと複雑で、ここでは単に料金の不合理性が主張されていたのではなく、原告は、それが被告に支払った料金の不合理性を電力委員会においてチャレンジする機会を被告により阻まれていた、と主張していた⁽⁴⁹⁾うである。そこで、フランクファーター判事の手になる反対意見は、連邦電力法にはかかる場合の行政救済は何も無いから司法救済が必要であり、更にその司法救済は可能でもあるとする。先述したジャクソン郡評議員会、リグスビー、スチール、タンストールといった諸事件を挙げて、彼は裁判所は歴史的に「はっきり定義された権限」を持っていると主張する⁽⁵⁰⁾。そして、この権限は、彼によれば、行政機関の救済権が制限されているからといって、その理由で同じく制限されるものではないとされる⁽⁵¹⁾。もっとも、訴因がどのように述べられようとも、この種事件を裁判所が受理すれば、そこで料金

の合理性が争点となることは間違いない。しかし、料金の合理性に関する第一次管轄権が連邦電力委員会にあることは、最高裁全員が認めていることである。しかし、フランクファーター判事はこの問題は回避できるといふ、彼によれば、「そのような場合には、連邦地裁は裁判を一時停止し、連邦電力委員会の専決事項についての委員会の決定を要求すべきである」ということになる。⁽⁵²⁾

この反対意見の迂回方式に対し、ジャクソン法廷意見は、ここでの制度の論理を展開する。この連邦電力法では、料率の合理性についての第一次管轄権は連邦電力委員会に与えられていたが、この委員会にはこの事件で請求されていたような補償や損害賠償という救済を発行する権限は与えられていなかった。ジャクソン判事は、この制度は二つのことを禁止していると考ええる。即ち、それは、一方において裁判所が料金の合理性を第一次的に判断することを禁じ、他方、委員会が、賠償、補償を命じることを禁じている。ジャクソン判事にとって、反対意見の提唱する迂回方式は、この二つの禁止を無意味にしてしまうものである。そこで、彼は、この迂回方式は、「連邦議会が直接とることを認めない委員会の行為を間接的に入手するため、裁判所にそれ自体は決定することのできない訴訟の受理を要求する」ものだとしてそれを批判する。⁽⁵³⁾

ここでの対立を簡単にまとめてみれば、それは次のようなものになる。ジャクソン判事は、一旦連邦議会がある問題の処理に一つの論理的にまとまった制度を確立すれば、その意思は、その問題の処理をその制度に限定するものだと考えるようである。そこで、それ以外の方法は、たとえそれがその制度と全面的に衝突するといったものではなくとも、それが認められるためには何かそれを示す連邦議会の明確な意思の表明を必要とするのである。⁽⁵⁴⁾ フランクファーター判事は、この立場に原則的に反対するものではない。彼は、このモンタナ・ダコタ事件の前後では、「詳細に列挙された救済制度」が法律により規定されているところでは、この制度に排他的効力を認める立場に組している。彼が裁判所に固有の

衡平法的救済について自由な考え方をもっていることは明らかであるが、それが彼にとっては限定されたものであることもまた明らかである。このモンタナ・ダコタ事件における原告の主張は、原告が被告により行政救済を受ける機会を阻まれていたというものだった。フランクファーター判事は、この事件における問題は連邦電力法が元来想定した問題ではなく、またそれが故にその救済は、連邦電力法の規定する救済制度に厳格に拘束されるものではないと考えるのであろう。この事件では、ブラック、リード、ダグラスの三判事がフランクファーター判事の意見に同調した。しかし、彼等がフランクファーター判事と同じ理由で同調したかどうかは明らかでない。我々は、一九五九年のT・I・M・E・会社対合衆国事件にブラック判事の考え方をみることになる。

注

- (1) Board of County Commissioners of the County of Jackson, Kansas, v. United States, 308 U. S. 343 (1939).
- (2) The Treaty of November 15, 1861, 12 Stat. 1191.
- (3) Board of County Commissioners of the County of Jackson, Kansas, v. United States, 308 U. S. 343, 349 (1939).
- (4) Id. at 349—350.
- (5) Deitrick v. Greaney, 309 U. S. 190 (1940).
- (6) Id. at 200—201.
- (7) Securities Act of 1933, 48 Stat. 74, 15 U. S. C. § 77a et seq. (1976).
- (8) Securities Act of 1933, § 12 (2), 48 Stat. 84, 15 U. S. C. § 771(1)(2) (1976).
- (9) Deckers v. Independence Corp., 311 U. S. 282, 288 (1940).
- (10) Securities Act of 1933, § 22(a), 48 Stat. 86, 15 U. S. C. § 77v(1976).
- (11) Deckert v. Independence Corp., 311 U. S. 282, 288 (1940).
- (12) Tunstall v. Brotherhood, 323 U. S. 210 (1944).
- (13) Steel v. L. & N. R. Co., 323 U. S. 192 (1944).
- (14) Railway Labor Act, 48 Stat. 1185 (1933), 45 U. S. C. § 151 et seq. (1970).

- (15) Railway Labor Act, § 2, Second, Fourth, Sixth, and Seventh, 48 Stat. 1185 (1933). 45 U. S. C. § 152, Second, Fourth, Sixth, and Seventh (1970).
- (16) Steel v. L. & N. R. Co., 323 U. S. 192, 202—203 (1944).
- (17) Tunstall v. Brotherhood, 323 U. S. 210, 213 (1944).
- (18) Steel v. L. & N. R. Co., 323 U. S. 192, 203—204 (1944).
- (19) Porter v. Warner Co., 328 U. S. 395 (1946).
- (20) Board of County Commissioners of the County of Jackson, Kansas, v. United States, 308 U. S. 343 (1939).
- (21) *Id.* at 349.
- (22) *Id.* at 350.
- (23) *Id.* at 354.
- (24) *Ibid.*
- (25) *Id.* at 349.
- (26) *Id.* at 350.
- (27) *Id.* at 354.
- (28) *Ibid.*
- (29) Porter v. Warner Co., 328 U. S. 395 (1946).
- (30) Emergency Price Control Act of 1942, § 205 (a), 56 Stat. 33.
- (31) *Ibid.*
- (32) Porter v. Warner Co., 328 U. S. 395, 398 (1946).
- (33) *Id.* at 399—400.
- (34) *Id.* at 408.
- (35) *Ibid.*
- (36) Emergency Price Control Act of 1942, § 205 (e), as amended by the Stabilization Extension act of 1944, 58 Stat. 640—641.

- (37) Porter v. Warner Co., 328 U. S. 395, 406 (1946).
- (38) Id. at 401—402.
- (39) Id. at 398, 403.
- (40) Emergency Price Control Act of 1942, § 205 (a), 56 Stat. 33.
- (41) Emergency Price Control Act of 1942, § 205 (e), as amended by the Stabilization Extension Act of 1944, 58 Stat. 640—641.
- (42) Ibid.
- (43) Montana—Dakota Utilities Co. v. Northwestern Public Service Co., 341 U. S. 246 (1951).
- (44) T. I. M. E. Inc. v. United States, 359 U. S. 464 (1959).
- (45) Federal Power Act of 1935, § 205(a), 49 Stat. 851, 16 U. S. C. § 824 d (a) (1976).
- (46) Montana—Dakota Utilities Co. v. Northwestern Public Service Co., 341 U. S. 246, 251 (1951).
- (47) Federal Power Act of 1935, § 206 (a), 49 Stat. 852, 16 U. S. C. § 824 e (a) (1976).
- (48) Montana—Dakota Utilities Co. v. Northwestern Public Service Co., 341 U. S. 246, 251—252 (1951).
- (49) Id. at 250 (Frankfurter, J., dissenting opinion).
- (50) Id. at 261.
- (51) Ibid.
- (52) Id. at 264.
- (53) Id. at 254.
- (54) Ibid.

三 黙示的救済と黙示的廃止

T・I・M・E会社対合衆国事件では二つの争点が提起された。一つは、一九三五年度の陸運法から「料金の不合理性」

をめぐる民事訴訟の訴権が黙示されるかという争点であり、第二は、同法が州コモン・ローに基づく超過料金返還請求訴訟を廃止したかどうかという問題である。その第一の争点の処理は簡単だった。先述した連邦電力法と同じく、陸運法は、陸運業者に「合理的な料率」を定めることを義務づけ、「不合理な請求代金」を違法と規定していた。⁽¹⁾ このT・I・M・E・事件で法廷意見を述べたハーラン判事は、モンタナ・ダコタ事件の権威の下、料金統制を行政機関に任せている制定法の中のかかる表現は、それ自体では「裁判上の法的権利」というより、単に「合法的な料率を定めるに際して行政機関が適用する基準」を創設しているにすぎないとした。そして、彼は、鉄道、水運業者の料率についてはその合理性を争点とする損害賠償請求が制定法で明示的に認められているのに対し、陸運業者の料率についてはこの陸運法にそのような明示の規定が無いことを指摘し、連邦議会の意思は、陸運業者の料率についてその合理性を争う損害賠償請求訴訟を否定することにあるとする。⁽³⁾ ハーラン判事の法廷意見のこの部分については反対意見は提供されなかった。しかし、ハーラン判事が更に一步を進めて、この一九三五年の陸運法は、請求料金の合理性をめぐる、州コモン・ロー上の損害賠償請求も否定する効力をもっと判示した時、それはブラック判事、ウォーレン長官、ダグラス判事、クラーク判事の反対に出会うことになる。

コモン・ロー上、荷主は、運送業者に対し、抗議の上支払った法外な運送料の返還を請求する権利を有していたという点について争いは無かった。問題は、かかるコモン・ロー上の権利が、この一九三五年の連邦陸運法により廃止されたかどうかという点にあった。ハーラン法廷意見はそれが廃止されたとし、その根拠を主として一九一九年のテキサス・パンフィック鉄道対アビレオン綿実油会社事件⁽⁴⁾に求めている。このアビレオン事件で問題となっていたのは、陸運法ではなく、鉄道料金に関する州際通商法だったが、そこでは、州コモン・ローに基づく不当料金返還請求は連邦州際通商法に調和しないという理由で否定されていた。ハーラン法廷意見はこの先例を州際通商法と同種の陸運法にも適用し、ここでも

コモン・ロー訴訟を否定したのである。

陸運法と州際通商法は、しかし、全く同一というものではなかった。そして、その差異に基づきブラック判事の反対が提起されたのである。先述した如く、州際通商法には不当な料金に対する賠償請求についてそれを認める明示的規定があった。⁽⁵⁾ ブラック判事によれば、「これら賠償規定における議会制定法の救済は、それだけで完全であり、排他的であるから」、それらは「既存の、コモン・ロー上の荷主の損害賠償請求権……に取って代った」のである。⁽⁶⁾ しかし、陸運法の場合、ここには荷主による損害賠償請求規定は無いわけである。そこで、ブラック判事は、アビレーン判決はここでのコモン・ロー損害賠償請求訴訟を否認するどころか、むしろそれを肯定する意味をもつと論ずるのである。⁽⁷⁾

これに対し、ハーラン判事は、アビレーン判決は、荷主が連邦法上の損害賠償請求権をもっているかどうかという点に基づくものではなく、コモン・ロー上の訴訟が「州際通商委員会のもつ第一次管轄権に全く調和せず」、「合理性という決定的な問題は裁判所によっては決定され得ないという、より広い結論によって指示されたもの」と主張する。⁽⁸⁾ 料率、料金の「合理性」の判断が第一次的には州際通商委員会の所管に属するという点については、対立意見の間にも争いは無かった。簡単に言えば、ハーラン判事は、連邦法が料金の「合理性」についての判断を委員会に任せた以上、それはその問題を含む訴訟の裁判所への提起をすべて排除したことになると主張するわけである。裁判所に提起されても、裁判所はその問題を第一次的に審理する権限をもたないからである。

ここで、ブラック判事は、モンタナ・ダコタ事件で反対意見により提案された移送方式を提唱する。即ち、料金の合理性の判断を含む訴訟が裁判所に提起されたら、裁判所はその事件を受理はするが、その裁判の進行は一時停止し、その合理性の問題を州際通商委員会に移送し、その判断をまっぴりして再開すればよいとする。⁽⁹⁾ 委員会は合理性の判断権はもっているが、不合理な料金に対する損害賠償という救済権をもっていない。反面、裁判所は救済権はもっているものの、合

理性の判定権をもっていない。しかし、この二つを組み合せれば、それぞれの不足分を相互に補うことになるというのがブラック判事の論理である。

しかし、ハーラン判事は、このような迂回方式には疑問をもつ。そして、その理由は、モンタナ・ダコタ事件におけるジャクソン判事のそれと全く同じである。ここで問題となっていた陸運法は、連邦電力法と類似の構成をとっていた。運送料金の合理性については州際通商委員会に第一次管轄権が与えられていたが、救済については委員会には既に発生してしまつた損害について損害賠償を命じる権限は与えられていなかった。このような立法制度を前にして、ハーラン判事は、モンタナ・ダコタ事件の法理の下、連邦議会が直接行うことを禁止していることを間接的に行うことは許されないとしてここでのコモン・ロー訴訟を否定したのである。⁽¹⁰⁾

これに対して、ブラック判事は、モンタナ・ダコタ事件はT・I・M・E事件とは事案を異にし、前者の判旨は後者とは無関係であると更に反論する。⁽¹¹⁾ 事実、モンタナ・ダコタ事件の直接の争点は、連邦電力法から損害賠償請求訴訟が黙示されるかというものであり、それが州コモン・ロー上の救済まで廃止したのかということではなかった。⁽¹²⁾ そこで、ブラック判事は、陸運法にはコモン・ロー上の権利の廃止については「たった一言も無い」のに法廷意見はそれを廃止し、不当な料金を収奪された荷主を何等の救済なく放置すると非難するのである。⁽¹³⁾

ブラック判事はこの黙示的救済ということにそれ程緩やかな考えをもっているわけではない。先述した如く、彼は、元金の返還請求に伴う利息の請求などは「別個の権利」であり、連邦議会が特に創設しない限り、裁判所にはそれを創設する憲法上の権利は無いとして、フランクファーター判事における、それら「救済の細事」に関しては裁判所固有の衡平法的権能により裁判所の裁量により救済を提供し得るとする考えと対照を示していた。このようなことは他の救済についても見られるところである。ずっと後日のことになるが、一九七〇年のミルズ対エレクトリック・オートライト事件では、そ

こでの弁護士料に関する救済について彼一人反対し、「裁判所は法的権利の解釈者であって、その創設者ではなく、もしも弁護士料の回復という必要があるなら、その必要は「連邦議会によって充足されるべきであって、この最高裁判所によってではない」としている⁽¹⁴⁾。しかし、ブラック判事は黙示的救済ということにすべて反対しているわけではない。彼は多くの事件においてそれに賛成している。思うに、ブラック判事は既存の救済——そして、その中には裁判所に通常の救済も含まれるが——については、それが制定法により明示的に制限されない限り、すべての立法の暗黙の前提となっていると考えるようである。そこで、利息、弁護士料の回復といった請求には議会の明示的規定を要求するのに対し、立法の暗黙の前提となっていると考えられる通常の救済には、もしもそれが否定されるなら、それにも議会の明示的意思が必要と考えるものようである。反面、この意思が明示されれば、彼にとってそれだけで十分である。一九六四年のカルフーン対ハーベイ事件では、制定法上の救済を「排他的」と規定した条文の下に、彼は、「この手続きの制定に先行した長い制定史を検討する必要はなく、我々はその法律自体が、その構成と字句により、ここでの争訟は……この章に規定された行政手続き、司法手続きによって解決されるべきであるということを示している⁽¹⁵⁾」として、それ以外の方式による救済を否定した。

モンタナ・ダコタ事件では、ブラック判事はフランクファーター判事の反対意見に同調していた。しかし、彼等が同じ心でなかったことは明らかである。先述した如く、フランクファーター判事は、モンタナ・ダコタ事件では、ジャクソン判事の法廷意見に対し反対意見を書いていた。ところが、このT・I・M・E・事件では、そのジャクソン意見と全く同じ構成をもつハーラン意見に彼は同調しているのである。モンタナ・ダコタ事件における彼の反対意見は、矢張り、ここでの原告は、彼が被告に支払った料金の合理性を連邦電力委員会においてチャレンジする機会を被告によって阻まれていたという原告の主張にかかっていたものである。ところが、このT・I・M・E・事件では、運送料金の合理性そのものが争

点となっていたのであり、その問題については陸運法が行政救済手続きを規定し、裁判所への直接の救済請求を禁止しているのである。そこで、彼は、モンタナ・ダコタ事件で提唱した移送方式はここでは適用されないと考えたものと思われる。ところが、ブラック判事は、この移送方式を運送料の合理性を直接の争点とする、このT・I・M・E事件のコモン・ロー訴訟にも適用しようとする。この黙示的救済の問題に対するフラン克福ァータ判事とブラック判事のアプローチにはかなりの差異が見られるのである。

この連邦制定法による、州コモン・ロー上の救済の黙示的廃止の問題は、連邦最高裁でしばらく尾をひくことになった。そして、その事実、T・I・M・E事件の翌年、一九六〇年のミッチェル労働長官対ドマリオ宝石会社事件にその片鱗を現わした。ここでの直接の問題は、不当解雇を違法とした、一九三八年の公正労働基準法§15(a)⁽¹⁷⁾から解雇中の未払賃金の返還請求が黙示されるかという点にあった。ここでは、その§17において連邦地裁に§15の違反行為に対し差止命令を発行する管轄権が与えられていたが、同時に、それは、労働長官による差止命令請求訴訟にあっては、「最低賃金の未払分、超過勤務の未払分、あるいは確定損害賠償額として同額の付加分」を被使用者に支払う命令の発行を特に除外していた。⁽¹⁸⁾この事件で労働長官により請求されていたのは、解雇中の未払賃金のその被使用者への返還だった。

ここでの最高裁は、いささか奇妙な分裂パターンを示した。ここではハーラン判事が再び法廷意見を書き、それにはウォーレン長官とフラン克福ァータ、ブレナン、スチュアートの三判事が合流した。ダグラス判事は独自の補足意見を述べた。これらに対し、ホイテカー判事が反対意見を書き、それにブラック、クラークの二判事が合流した。ハーラン判事の法廷意見は、主として先述のポーター対ワーナー事件に基づくものである。最低賃金や超過勤務の未払分は§17によって連邦地裁に与えられていた衡平法的管轄権から除外されていたが、ハーラン事件は、ここでの未払賃金はそれら除外例に該当しないとす⁽¹⁹⁾。更に、彼は、このような衡平法的管轄権は立法の目的に則して完全な救済を与えるべく行使さるべき

ものであることを主張する。⁽²⁰⁾

反対意見を書いたホイテカー判事も、裁判所のもつ個有の衡平法的救済権を否定するものではない。⁽²¹⁾しかし、彼は、ここで訴訟は制定法に基づくものであることを強調する。⁽²²⁾言い換えれば、ここで連邦地裁の衡平法的管轄権、また労働長官のそこへの訴権は、裁判所のもつ固有の衡平法上の機能に基づくものでなく、制定法により特に新しく創設されたものであるから、それはその制定法が許す範囲に厳格に制限されるとするのである。そして、未払賃金も、最低賃金や超過勤務の未払分も同種のものであるから、⁽²³⁾ §17に基づく労働長官の訴訟で未払賃金の被使用者への返還請求はできないと主張される。

結局、ここでの対立点は、不当解雇中の未払賃金が、最低賃金や超過勤務手当の未払分と同種のものか、別種のものかということ、それはどちらにでも解される性質の問題のようでもある。しかし、重要なことは、ホイテカー判事が、ここで、未払賃金の回復には他の救済手段があると言っていることである。彼は、この労働基準法に基づく、またそれ以外の救済手続きを列記している。⁽²⁴⁾ 不当解雇された被使用者への、その間の未払賃金の返還は、それらによるべきだとするのである。更に興味あることは、ホイテカー判事が、これら救済手続きの中に州コモン・ローによる救済も挙げていることである。⁽²⁵⁾ 補足意見を書いたダグラス判事も、ハーラン判事の法廷意見に賛成し、⁽²⁶⁾ §17による救済を認めながら、更に加えてホイテカー判事の挙げるその他の救済手続きの存在を是認する。彼はこのことを記すためにわざわざ補足意見を書いたのである。ハーラン判事の法廷意見は州コモン・ローによる救済については何も言っていない。彼は §17による救済が可能としたので、州コモン・ローによる救済については何も言う必要が無かったのである。しかし、ここでの反対意見が州コモン・ロー上の救済を示唆し、補足意見がその点について特に反対意見に賛成したということは、彼等がハーラン判事の考えに何か州コモン・ローによる救済の否定を感じ取ったからかもしれない。事実、一九六二年のヒーウィット・ロビ

ンズ対フレイト・ウェイズ事件では、この問題が再び取り上げられることになる。

その間にあって、一九六〇年の合衆国対リパブリック・スチール会社事件⁽²⁷⁾では、一八九九年の河川港湾法§17から司法長官による、河川への工業廃土流出差止訴訟が黙示されるかという問題が提起された。この§10は、「合衆国水域の航行能力に対する、連邦議会により承認されていない障害物の設立はここに禁止される」と宣言していた⁽²⁸⁾。この障害物の中に製鉄会社からの排出物の堆積が含まれるかどうかについて連邦最高裁は分裂した。同時に、それは、たとえそれが含まれるものとしても、それに対する差止訴訟が認められるかどうかについても分裂した。ここではダグラス判事が法廷意見を書き、差止訴訟は§10から黙示されるとし、ハーラン判事がこれに反対意見を書いた。

この対立にあって、論理的にはハーラン判事の反対意見に歩があるように思われる。この河川港湾法はその§12において§10違反行為に対する差止訴訟を規定していたが、そこではそれは「建造物または建造物の一部」の除去のみをその差止命令の対象としていた⁽²⁹⁾。先述した如く、ハーラン判事は衡平法的救済については柔軟な姿勢を示し、差止請求権が認められているならば、その他の衡平法的救済もそこに黙示されるとしてきている。しかし、このリパブリック・スチール事件では、制定法が差止命令の対象を限定しているわけである。彼はこの点を指摘し、ここで司法長官には「建造物またはその一部」ではない工業排出物に対しては差止請求権が無いとしたのである⁽³⁰⁾。このハーラン判事の反対意見には、フランクファーター、ホイテカー、スチュアートの三判事が合流した。フランクファーター判事は特にメモランダムを書き、ここに総合的な、連邦議会の立法が無ければ、水路運航の障害物を除去する権能を合衆国に認めたいとしながら、ここではその司法救済はこの河川港湾法により排除されているという見解を表明した⁽³¹⁾。ジャクソン郡評議員会対合衆国事件などで示された、裁判所固有の、衡法的救済権と制定法との関係に関する彼の考え方に基けば、この結論は当然のものと思われる。ホイテカー判事も、前述のドマリオ宝石会社事件における彼の反対意見に示された如く、制定法に総合的な救済制度

が規定された時には、そこでの字句、構成を重視する立場をとる。スチュアート判事は後にこの黙示的救済の問題では指導的立場を占めることになり、そこで彼は制定法解釈に典型的な分析学的アプローチを主導することになる。これは後のこととして、その萌芽は連邦最高裁における彼のキャリアの、この初期の段階で既に見られるものである。

ハーラン判事の反対意見に対し法廷意見を書いたダグラス判事のアプローチも彼特有のものだった。彼はここでの司法長官による差止訴訟の一つの根拠として河川港湾法⁽³²⁾を挙げている。§12によれば、「司法省は」同法規定を「施行するに必要な訴訟を遂行する」となっている⁽³³⁾。しかし、この条文は、反対意見も指摘した如く、政府内における、河川港湾法に基づく訴訟の担当者を規定したものと解するのが順当で、これから差止命令という救済が黙示されるとするのはいささか無理である。事実、ダグラス判事の法廷意見は、必ずしも個々の条文に依存するものではない。彼によれば、「決め手は、果して合衆国が、保護し、あるいは防衛する利益」をもっているかどうかであり、§12は差止命令が保護する「合衆国の利益」を定義している⁽³⁶⁾、ということになる。「連邦議会は法を制定し、その目的を明確に示している。それは、それらが推量に基づくものであったにしても、適切な救済がそこから形成され得る十分な連邦法を§12に規定している」⁽³⁷⁾。ダグラス判事はこのように論述する。確かに、§12の目的は明らかである。それは合衆国の水路に障害となるものの設立を禁止しているのであるから、その目的は水路の維持である。しかし、その目的のため、裁判所は、それがその目的のため必要と考える救済をすべて自由に形成できるものとするなら、同法に注意深く規定された救済の制限は裁判所により無視され、無駄になってしまう。そこで、これがハーラン反対意見における反対の骨子となっていたのである⁽³⁸⁾。それはともあれ、このダグラス判事の、法の目的を把握、裁判所にかなり自由にその目的に適う救済の創出を認めるアプローチは、連邦最高裁の中の一つの指導的流れとして、この後もこの黙示的救済の問題で重要な役割りを果たことになる。

一九六二年には、ヒーウィット・ロビンズ対フレイト・ウェイズ事件⁽³⁹⁾において、連邦最高裁は、連邦制定法と州コモ

ン・ローの関係に再び直面することになった。そして、ここでは、今度はクラーク判事の登場となる。この事件では、荷主が、陸運業者は経済的な運送ルートを避け、わざわざ遠廻りして荷物を運送したとして、その二つの運送ルート間の運賃の差額の返還を要求し、州コモン・ローに基づく訴えを提起していた。一九三五年の陸運法は、貨物のトラック輸送にあたって、合理的な運送慣行を陸運業者に義務づけ、その慣行の違法性判定権を州際通商委員会に与えていた。⁽⁴⁰⁾ 委員会には違法な慣行に対処する各種権能が付与されていたが、賠償を命じる権能は付与されていなかった。料金の合理性の場合も、運送ルートの合理性の場合も、それら問題に対処する法制度の基本的構成は全く同じだったのである。そこで、このヒーウィット・ロビンズ事件におけるこの訴えは、先ず裁判所に差額返還を求めて提起され、運送ルートの合理性の問題は州際通商委員会に移送されるという方式で提起されていたのである。

先述した一九五九年のT・I・M・E事件では、料金の合理性の問題を含む州コモン・ロー訴訟は陸運法に調和しないとされていた。ヒーウィット・ロビンズ事件における問題は、料金の合理性でなく、運送ルート選択における誤りである。法廷意見を書いたクラーク判事は、この種のコモン・ロー訴訟は陸運法に不調和ということではなく、陸運法により黙示的に廃止されたものとは考えられないと結論した。この結論に到達したクラーク判事の理由は、彼に特有のものと言える。彼はT・I・M・E事件とこの事件を詳細に区別する。先ず、料金の場合と異り、運送ルートの場合、そこには代替ルートがいくつもあり、またその選択は多くの場合その運送の現場でなされなければならない。⁽⁴²⁾ また、運送ルートの場合、そのルートについての事前審査の法的根拠は無い。⁽⁴³⁾ 更に、荷主には、特定のルートを要求できる法的権利も無い。⁽⁴⁴⁾ ルート選択の誤りという主張は、もしもそれを認めても、料率の安定性を損うものではない。⁽⁴⁵⁾ かかる訴訟を認めることは、陸運業者のルート選択における悪習に対し健全な抑止効果をもつものである。⁽⁴⁶⁾ そして、最後に、もしも荷主への救済として運送ルートの事後審査が認められなければ、荷主には司法救済は皆無となり、荷主はルートの選択について全く運送業

者の意のままになってしまふ。⁽⁴⁷⁾以上がクラーク法廷意見の要旨である。一見して、これは、かかる訴えの望ましさに関する議論である。特に、差額返還を被害者に対する救済とみず、それがもつ加害者階級一般に対する抑止効果を重視する考え方は、クラーク判事に特に顕著なアプローチである。⁽⁴⁸⁾そこで、こうした点は直ちに反対意見の批判の対象となった。ハーラン判事は、「これらは連邦議会の問題」であつて、「我々の義務は、我々がそこに見出す制定法をそのまま適用することにある」と反論する。⁽⁴⁹⁾

もっとも、この陸運法の場合、クラーク判事のアプローチにも法的根拠はあつた。そこにはいわゆる留保条項というものがあり、それは、同法がそれと不調和ではない既存の救済や訴権を廃絶するものと解されてはならないとしてあつた。⁽⁵⁰⁾クラーク判事は、この留保条項に基づく既存の救済、訴権の「存続は、その救済の行使がこの制定法の規制制度に及ぼす効果に依る」⁽⁵¹⁾として、そこに悪影響を見出さないと判断した、ここでのコモン・ロー訴訟を許容したのである。これに対し、ハーラン判事は、陸運法が合理性の判定を州際通商委員会に任せ、それに違法行為に対処する手段を付与した以上、この制度はそれだけで完全であり、排他的であるとする。T・I・M・E事件の判決理由を挙げ、損害賠償という救済を与えることを許されていない委員会に、この議会の否定を迂回して実質的には委員会にその否定された権能を付与したのと同じ効果をもたせる、この「コモン・ロー訴訟—委員会への移送」という訴訟方式は、陸運法に調和しないと彼は主張するのである。⁽⁵²⁾

制定法に「詳細に列挙された救済」の規定がある場合の、連邦最高裁内部における黙示的救済に関するこれまでの対立をまとめてみる。前述した諸事件でその存否が争われた救済手続きには珍奇なものが多い。それらは、物価庁長官による、統制超過分の賃借人への返還を求める対家主訴訟であつたり、労働長官による、不当解雇された者への解雇中の賃金返還を求める対使用者訴訟といったものである。更に、それは、裁判所に提起された事件をそこでの審理は停止し、その

争点を行政委員会に移送し、そこでの審決をまっぴら裁判を再開するといった移送手続きである。連邦議会が本当にこのような救済手続きを考えてそれら法律を制定していたかには大いに疑問もあるところであるし、これら訴訟方式の存否をめぐって最高裁が分裂したことは肯けるところでもある。

この分裂には、しかし、一つのパターンがある。やや単純化しすぎる嫌いはあるが、そこには二つのグループがあるようにみえる。一つは、「詳細に列挙された救済」を排他的と推定し、それ以外の救済については、それを認めるためには何かその旨を示す明確な議会の意思の表明を要求するグループである。他方は、制定法に「詳細に列挙された救済」にそのような排他性を推定せず、特に明確に否定されていない救済はすべて可能とするグループである。しかし、この二つの立場も、その内部を詳しく検討してみると、そこでの個々の裁判官の考えは決して一様ではない。確かに、これら最高裁判事達の間には、一つの最低限の共通点もある。それは、誰も黙示的救済ということに全面的に否定的なものはいないという点である。しかし、それを認める範囲は、個々の判事によって大分異なるものがある。

その一方の極は、フランクファーター、ハーランといった諸判事であり、他方の極はダグラス判事であるように思われる。フランクファーター判事やハーラン判事が、英米法に特有の衡平法的救済を裁判所に固有のものとして、「救済の細事」について活用されると考えることは今までにみてきた。「救済の細事」と言っても、その範囲は必ずしも狭いものではない。ブラック判事が元金に対する利息や弁護士料などを「別個の権利」として、それらの請求に連邦議会の明示的規定を要求しているのに対し、⁽⁵³⁾フランクファーター判事やハーラン判事はそれらも「救済の細事」として裁判所の裁量による衡平法的救済に含まれるものと考えている。⁽⁵⁴⁾フランクファーター判事やハーラン判事の考える裁判所固有の衡平法的救済は決して狭いものではないが、同時にそれは、制定法に詳細に列挙された救済が規定されている場合にはその制定法上の救済によって制限を受ける性質のものである。これは、そこにその旨を明示する規定が無くとも、フランクファーター判事や

ハーラン判事にはそのように解される。この点がまたブラック判事と異なるところである。ブラック判事は、利息、弁護士料の回復といった類の救済については、それらを「別個の権利」としてその創設に連邦議会の明示的規定を要求する反面、そのような明示的規定を欠く多くの黙示的救済も認めている。時には、これは、法律にそこでの制度に調和する既存の救済は存続するといったいわゆる留保条項が設けられているからかも知れない。しかし、ブラック判事は、特にそのような留保条項の無い場合でも黙示的救済を認める側に立つことがある。思うに、これは、ブラック判事が既存の、または通常の司法救済についてはそれらが立法の暗黙の前提となつていると考えることに由来するようである。そこで、一方では、彼は通常でない救済についてはその創設に立法府の明示的な意思の表明を要求すると同時に、他方では、既存の、または通常の司法救済の廃止にも立法府の明示的意思の表明を彼は要求するのである。即ち、彼は、既存の、または通常の司法救済は、それが制定法上「詳細に列挙された救済」と全く衝突しない限り、それは存続すると考えるもののようなのである。

クラーク判事のアプローチは、政策的とでも言えるかも知れない。制定法に「詳細に列挙された救済」は、彼にとって、それ自体では排他性の推定を受けない。彼の場合も、特に立法府によって明確に否定されない救済は、発行可能の推定を受けるようである。しかし、彼にあっては、黙示的救済の最後の判断は、その救済が制定法の救済制度にもたらす影響によるのである。そして、その影響判定の要因に彼は色々なものを取り入れる。彼に最も特有のアプローチとして、救済が違法行為に対してもつ抑止効果論の、黙示的救済の法理への導入がある。抑止効力の強弱において黙示的救済の存否を判定するとなると、これは、制定法の解釈というより、その立法政策にウエイトを置いたアプローチであることは明らかである。その点でこの方式は当初から批判を受け、その批判は現在も続いている。⁽⁵⁵⁾ 反面、クラーク判事のアプローチは、決してドグマチックではない。抑止効果以外にも色々な要素が黙示的救済の判定に入ってくる。結局、それらを勘案

し、黙示的救済の存否を決定するのであるから、そのアプローチは相対的で、理論的にはまとまりに欠ける。反面、それはプラグマチックであり、その結果が常識的な線に収まる可能性も高い。このクラーク方式はその後のウォーレン・コートにおいて重要な役割りを果たすことになる。

最後に、ダグラス判事は、連邦最高裁におけるこの黙示的救済の問題に関する他方の極を占めるように思われる。彼は黙示的救済の重点を立法の目的に置く。いったんある法律の目的がある利益の保護にあるとなれば、その利益の侵害に対し裁判所が救済を発行するのは、彼は当然と考える。法律に「詳細に列挙された救済」の存在は、彼にとって、それ以外の救済を制限するものではなく、むしろそれら制定法上の救済の存在が、その立法が保護する利益を明確に示すものとして受けとられる。ダグラス判事にとって、法が違法と宣言した行為は「悪」であり、彼の最大の関心事はその悪の是正であり、その被害者の救済である。このダグラス判事のアプローチは、連邦最高裁が新路線を切り開くのに大いに貢献した。反面、それは、極端に走る傾向ももつ。これは、彼がやがてこの黙示的救済という分野で段々孤立していった理由なのであろう。

アメリカ連邦最高裁判所における、黙示的救済をめぐる分裂は、制定法上「詳細に列挙された救済」が提供されている時、かえって熾烈である。これは、この制定法上の救済の法解釈の方法論が裁判官によって違うからである。このような救済が何も規定されていない場合には、事態はかえって簡単である。連邦最高裁は、これ以後、J・I・ケース会社対ポラーック事件等⁽⁵⁶⁾、重要な判例を積み重ね、黙示的救済という法理を確立していく。このウォーレン・コート後期の発展並びにバーガー・コートにおける現状については、別の機会に検討する。

注

(一) Motor Carrier Act of 1935, § 216 (b) and (d), as amended, 49 Stat. 558, 49 U. S. C. § 316 (b), (d) (1970). 下の陸運法

アメリカ連邦最高裁判所における黙示的救済の法理の生成(町井)

は、州際通商法第二部を構成してゐる。

- (2) T. I. M. E. Inc. v. United States, 359 U. S. 464, 469 (1959).
- (3) Id. at 470. Cf. Interstate Commerce Act, Part I, § 8, 9, 13 (1) and 16, 24 Stat. 382—384 (1887), as amended 49 U. S. C. § 8, 9, 13, 16 (1970) and Interstate Commerce Act, Part III, § 308 (b), (c), (d), (e), 54 Stat. 940 (1940), 49 U. S. C. § 908 (b), (c), (d), (e) (1970).
- (4) Texas & Pae. Ry. v. Abilene Cotton Oil Co., 204 U. S. 426 (1970).
- (5) Interstate Commerce Act, Part I, § 8, 9, 13(1) and 16, 24 Stat. 382—384 (1887), as amended, 49 U. S. C. § 8, 9, 13, 16 (1970).
- (6) T. I. M. E. Inc. v. United States, 359 U. S. 464, 482 (1959).
- (7) Id. at 481.
- (8) Id. at 473.
- (9) Id. at 482.
- (10) Id. at 475.
- (11) Id. at 490—491.
- (12) Montana—Dakota Utilities Co. v. Northwestern Public Service Co., 341 U. S. 246, 252 (1951) (Jackson, J., the opinion of the Court). この訴えは州籍の相違によるもので、なごらぬ州籍の理由で裁判管轄を争はねばならない。
- (13) T. I. M. E. Inc. v. United States, 359 U. S. 464, 483 (1959).
- (14) Mills v. Electric Auto—Lite, 396 U. S. 375, 395 (1970).
- (15) Callhoon v. Harvey, 379 U. S. 134, 141 (1964).
- (16) Mitchell v. DeMario Jewelry, 361 U. S. 288 (1960).
- (17) 52 Stat. 1068, 29 U. S. C. § 215(a)(3) (1976).
- (18) 52 Stat. 1069, as amended, 29 U. S. C. § 217 (1976).
- (19) Mitchell v. DeMario Jewelry, 361 U. S. 288, 293—296 (1960).

- (20) Id. at 291—292.
- (21) Id. at 299.
- (22) Ibid.
- (23) Id. at 299—300.
- (24) Id. at 303.
- (25) Ibid.
- (26) Id. at 296.
- (27) United States v. Republic Steel Corp., 362 U. S. 482 (1960).
- (28) Rivers and Harbors Act of 1899, § 10, 30 Stat. 1151, as amended, 33 U. S. C. § 403 (1976).
- (29) Rivers and Harbors Act of 1899, § 12, 30 Stat. 1151—1152, as amended, 33 U. S. C. § 406 (1976).
- (30) United States v. Republic Steel Corp., 362 U. S. 482, 507 (1960).
- (31) Id. at 493.
- (32) Id. at 491.
- (33) Rivers and Harbors Act of 1899, § 17, 30 Stat. 1153, as amended, 33 U. S. C. § 413 (1976).
- (34) United States v. Republic Steel Corp., 362 U. S. 482 508 (1960) (Harlan, J., dissenting opinion).
- (35) Id. at 492 (Douglas, J., the opinion of the Court).
- (36) Ibid.
- (37) Ibid.
- (38) Id. at 508 (Harlan, J., dissenting opinion).
- (39) Hewitt—Robins v. Freight Ways, 371 U. S. 84 (1962).
- (40) Motor Carrier Act of 1935, § 216 (b) and (e), as amended, 49 Stat. 558, 49 U. S. C. § 316 (b) and (e) (1970).
- (41) Motor Carrier Act of 1935 § 212(a), 216(g), 222(b), as amended, 49 Stat. 555, 559—560, 564, 49 U. S. C. § 312(a), 316(g), 322(b) (1970). これらの諸規定は、それぞれ、免許取消し、停止命令、連邦地裁への差止命令請求とつた権能を州際通商委員会に与えしめる。

- (42) Hewitt—Robins v. Freight Ways, 371 U. S. 84, 87 (1962).
- (43) Ibid.
- (44) Ibid.
- (45) Id. at 88.
- (46) Ibid.
- (47) Ibid,
- (48) Cf. Mapp v. Ohio, 367 U. S. 643 (1961), Linkletter v. Walker, 381 U. S. 618 (1965).
- (49) Hewitt—Robins v. Freight Ways, 371 U. S. 84, 93 (1962).
- (50) Motor Carrier Act of 1935. § 216(f), 49 Stat. 560, 49 U. S. C. § 316(f) (1970).
- (51) Hewitt—Robins v. Freight Ways, 371 U. S. 84, 89 (1962).
- (52) Id. at 90—91.
- (53) Board of County Commissioners of the County of Jackson, Kansas, v. United States. 308 U. S. 343. 354 (1939); Mills v. Electric Auto—Lite, 396 U. S. 375. 397 (1976).
- (54) Board of County Commissioners of the County of Jackson, Kansas, supra note 53, at 349 (Frankfurter, J., the opinion of the Court), Mills v, Electoric Auto—Lite, supra note 53, at 396 (Harlan, J., the opinion of the Court).
- (55) See Transamerica Mortg. Advisors, Inc. (TAMMA) v. Lewis, 100 S. Ct. 242, 245 (1979) (Stewart, J., the opinion of the Court).
- (56) J. I. Case Co. v. Borak, 377 U. S. 426 (1964).